

志保第 12 号  
令和2年4月7日

在園児童保護者の皆様

志木市子ども・健康部 保育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う登園の自粛について  
(お願い)

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策につきましては、大変ご協力をいただき、改めまして深く感謝申し上げます。

さて、本日(4月7日)埼玉県に対し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、埼玉県知事から5月6日(水・祝)まで埼玉県全域に対し、緊急事態措置の実施の要請がありました。

本市では、この要請を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市内の保育施設では、原則として、両親共に医療職である方、社会的機能を継続するために就業の継続が必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方を除き、ご家庭での保育を行っていただき、登園の自粛にご協力をお願いいたします。加えて、延長保育をしないなどの保育時間の短縮もあわせてご協力をお願いいたします。

登園自粛の要請期間は、5月6日(水・祝日)までの間といたしますが、その後も、必要に応じ延長する場合がありますので、ご了承ください。

なお、登園自粛をいただいた期間の保育料につきましては、一度、月額保育料をお支払いいただいたのち、国からの方針に基づく計算式により、日割り計算し、後日返還いたします。

また、登園自粛期間中にお子様やその同居のご家族が感染者もしくは、濃厚接触者に特定された場合、お子様とご同居のご家族の勤務先等で感染者が発生し、濃厚接触者の疑いがある、体調の変化が見られたなど、感染に関するご心配やご不安な点等がありましたら、必ず各施設の園長までご連絡ください。

なお、今後の状況によっては、感染拡大の防止の観点からやむを得ず保育施設を臨時休園する場合がありますので、ご了承ください。

今回の登園自粛のお願いは、感染拡大防止対策をさらに徹底するために必要な措置でありますことから、お子様の健康と安全を最優先に守るため、保護者の皆様のご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ 志木市子ども・健康部 保育課 保育園グループ  
電話 048(473)1111 内線 2450 2451